次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相 続 税 － 付 表 2）

（平成30年分以降用）

（ 租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 ）

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分	申告（更正・決定）額	請　求　額
①　対象（相続）非上場株式等の価額	円	円
②　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者(以下「経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③　経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④　控除未済債務額（①+②−③）の金額（**赤字の場合は０**）		
⑤　特定価額（①−④）（**1,000円未満切捨て**）（**赤字の場合は０**）		
⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（**1,000円未満切捨て**）		
⑦　経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧　基礎控除額		
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦−⑧）		
⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦−⑧）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 000	円	円 000	円
		000		000	
		000		000	
		000		000	
		000		000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額(⑭の合計額)	00	⑱相続税の総額(⑯の合計額)	00

2　株式等納税猶予税額の計算

区　　分	申告（更正・決定）額	請　求　額
①　経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額(１の⑰×１の⑤/１の(⑤+⑦))（「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第８の２表等の同欄の金額）		
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a　（②+③−暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は０**）		
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥+⑦））（「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第８の２表等の同欄の金額）		
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）		
b　（④+⑤−暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（**赤字の場合は０**）		
c　経営承継人の課税価格に基づく算出税額（**赤字の場合は０**）		
⑥　（①+**a**−**b**−**c**）の金額（**赤字の場合は０**）		
⑦　（**a**−**b**−⑥）の金額（**赤字の場合は０**）		
⑧　対象（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×イの株式等に係る価額／１の①)（**100円未満切捨て**）		
ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×ロの株式等に係る価額／１の①)（**100円未満切捨て**）		
ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×ハの株式等に係る価額／１の①)（**100円未満切捨て**）		
⑨　株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）		